

議案第10号

鳥取県手数料徴収条例の一部改正について

次のとおり鳥取県手数料徴収条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成20年11月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例

鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「削除号」という。）を削り、同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除号を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた

部分（追加号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、<u>申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</u></p> <p>(1)～(15の4) 略</p> <p>(15の5) 鳥取県立保育専門学院における成績証明書又は指定保育士養成施設卒業証明書の<u>交付</u>であって、<u>現に同学院に在学する者に対するもの以外のもの</u> 1件につき420円</p> <p>(16)～(24) 略</p> <p>(24の2) 鳥取県立看護師等養成施設における成績証明書又は卒業証明書の<u>交付</u>であって、<u>現に同施設に在学する者に対するもの以外のもの</u> 1件につき420円</p> <p>(25)及び(26) 略</p>	<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(15の4) 略</p> <p>(15の5) 鳥取県立保育専門学院における成績証明書の<u>交付</u>（卒業した者に対して交付するものに限る。）又は指定保育士養成施設卒業証明書の<u>再交付</u> 1件につき420円</p> <p>(16)～(24) 略</p> <p>(24の2) 鳥取県立看護師等養成施設における成績証明書又は卒業証明書の<u>交付</u>（卒業した者に対して交付するものに限る。） 1件につき420円</p> <p>(25)及び(26) 略</p>

(26の2) 鳥取県立歯科衛生専門学校における成績証明書又は卒業証明書の交付であって、現に同学校に在学する者に対するもの以外のもの 1件につき420円

(27)～(106) 略

(107)～(111) 略

(111の2) 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「動物愛護法」という。）第10条第1項の規定に基づく動物取扱業の登録 1件につき11,000円

(111の3) 動物愛護法第13条第1項の規定に基づく動物取扱業の登録の更新 1件につき8,000円

(111の4) 動物愛護法第22条第3項の規定に基づく動物取扱責任者研修の実施 1件につき1,500円

(111の5) 動物愛護法第26条第1項の規定に基づく特定動物

(26の2) 鳥取県立歯科衛生専門学校における成績証明書又は卒業証明書の交付（卒業した者に対して交付するものに限る。） 1件につき420円

(27)～(106) 略

(106の2) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成13年法律第156号）附則第3条の規定によりなお効力を有することとされる同法による改正前の建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項の規定に基づく同項第6号に掲げる事業の登録 1件につき45,000円

(107)～(111) 略

(111の2) 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「動物愛護法」という。）第10条第1項の規定に基づく動物取扱業の登録 1件につき6,600円

(111の3) 動物愛護法第13条第1項の規定に基づく動物取扱業の登録の更新 1件につき4,000円

(111の4) 動物愛護法第22条第3項の規定に基づく動物取扱責任者研修の実施 1件につき1,000円

(111の5) 動物愛護法第26条第1項の規定に基づく特定動物

の飼養又は保管の許可 1件につき18,000円

(111の6) 動物愛護法第28条第1項本文の規定に基づく特定動物の飼養又は保管の変更の許可 1件につき12,000円

(111の7) 略

(111の8) 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成18年環境省令第1号。以下「動物愛護法施行規則」という。）第2条第6項の規定に基づく登録証の再交付 1件につき2,000円

(111の9) 動物愛護法施行規則第15条第6項の規定に基づく許可証の再交付 1件につき2,000円

(112)～(208) 略

(209) 鳥取県立農業大学校における成績証明書又は卒業証明書の交付であって、現に同学校に在籍する者に対するもの以外のもの 1件につき420円

(210)～(321) 略

(322) 鳥取県立高等学校における単位修得証明書、学習成績証明書、卒業証明書、修了証明書その他の証明書の交付であって、現に同学校に在学する者に対するもの以外のもの 1件につき420円

の飼養又は保管の許可 1件につき16,000円

(111の6) 動物愛護法第28条第1項本文の規定に基づく特定動物の飼養又は保管の変更の許可 1件につき10,000円

(111の7) 略

(111の8) 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成18年環境省令第1号。以下「動物愛護法施行規則」という。）第2条第6項の規定に基づく同条第5項に規定する登録証の再交付 1件につき1,800円

(111の9) 動物愛護法施行規則第15条第6項の規定に基づく同条第5項に規定する許可証の再交付 1件につき1,800円

(112)～(208) 略

(209) 鳥取県立農業大学校における成績証明書又は卒業証明書の交付（卒業した者に対して交付するものに限る。） 1件につき420円

(210)～(321) 略

(322) 鳥取県立高等学校における単位修得証明書、学習成績証明書、卒業証明書、修了証明書その他の証明書の交付（卒業した者に対して交付するものに限る。） 1件につき420円

(323) 鳥取県立特別支援学校における卒業証明書その他の証明書の交付であって、現に同学校に在学する者に対するもの以外のもの 1件につき420円

(324)～(326) 略

(327) 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条の16第

1項又は第15項の規定に基づく少額領収書等の写しの開示

ア 開示請求に係る手数料 当該開示請求に係る一の国会議員関係政治団体（政治資金規正法第19条の7第1項に規定する国会議員関係政治団体をいう。以下同じ。）の少額領収書等の写しにつき300円

イ 開示の実施に係る手数料 開示を受ける一の国会議員関係政治団体の少額領収書等の写しにつき、次に掲げる開示の実施の方法の区分に応じ、それぞれに定める額（複数の実施の方法により開示を受ける場合にあっては、その合算額。以下この号において「基本額」という。））。ただし、基本額（政治資金規正法施行令（昭和50年政令第277号）第11条第3項の規定により更に開示を受ける場合にあっては、当該開示を受ける場合の基本額に既に開示の実施を求めた際の基本額を加えた額）が300円に達するまでは無料

(323) 鳥取県立特別支援学校における卒業証明書その他の証明書の交付（卒業した者に対して交付するものに限る。）

1件につき420円

(324)～(326) 略

とし、300円を超えるとき（同令第11条第3項の規定により更に開示を受ける場合であって既に開示の実施を求めた際の基本額が300円を超えるときを除く。）は当該基本額から300円を減じた額とする。

(ア) 閲覧 少額領収書等の写し100枚までごとにつき100円

(イ) 少額領収書等の写しを複写機により日本工業規格A列4番の大きさの用紙に複写したもの（白黒で複写したものに限る。）の交付 交付する用紙1枚につき10円

(ウ) 少額領収書等の写しをスキャナにより読み取ってできた電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）をフレキシブルディスクカートリッジ（日本工業規格X6223に適合する幅90ミリメートルのものに限る。以下同じ。）に複写したものの交付
フレキシブルディスクカートリッジ1枚につき30円に少額領収書等の写し1枚ごとに10円を加えた額

(エ) 少額領収書等の写しをスキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本工業規格X0606及び

X6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付 光ディスク1枚につき50円に少額領収書等の写し1枚ごとに10円を加えた額

(オ) 少額領収書等の写しをスキャナにより読み取ってきた電磁的記録を光ディスク（日本工業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付 光ディスク1枚につき90円に少額領収書等の写し1枚ごとに10円を加えた額

(328) 政治資金規正法第20条の2第2項の規定に基づく収支報告閲覧対象文書（同法第12条第1項若しくは第17条第1項の規定による報告書、同法第14条第1項（同法第17条第4項において準用する場合を含む。）の規定による書面又は同法第19条の14の規定による政治資金監査報告書をいう。以下同じ。）の写しの交付 次に掲げる写しの交付の方法の区分に応じ、それぞれに定める額

ア 収支報告閲覧対象文書を複写機により日本工業規格A列4番の大きさの用紙に複写したもの（白黒で複写したもの

に限る。)の交付 交付する用紙1枚につき10円

イ 収支報告閲覧対象文書をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジに複写したものの交付 フレキシブルディスクカートリッジ1枚につき30円に収支報告閲覧対象文書1枚ごとに10円を加えた額

ウ 収支報告閲覧対象文書をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本工業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付 光ディスク1枚につき50円に収支報告閲覧対象文書1枚ごとに10円を加えた額

エ 収支報告閲覧対象文書をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本工業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付 光ディスク1枚につき90円に収支報告閲覧対象文書1枚ごとに10円を加えた額

2 略

2 略

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第2条第1項に2号を加える改正は同年1月1日から、同項第106号の2を削る改正は公布の日から施行する。